

群馬県適正化通信 NO. 102(平成29年2月号)

労働時間管理適正化指導員をご活用ください！

自動車運転者については、他業種と比較して長時間労働の実態があり、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっています。今後、長時間労働の削減に向けた取組が更に求められてきます。そこで、群馬労働局では、労務管理の改善に意欲的な事業主の方を支援するため、労働時間管理適正化指導員の個別訪問を実施しています。

以下は、個別訪問時に主に確認させていただいている事項です。

1. 改善基準について

(1) 1カ月の拘束時間

1カ月の拘束時間は、原則として293時間以内である。

ただし、毎月の拘束時間の限度を定める労使協定を締結している場合は、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲において、1カ月の拘束時間上限320時間以内である（裏面に作成例あり）。

(2) 1日の拘束時間

1日の拘束時間は13時間以内（最大16時間以内）、15時間を超える日は1週間で2日以内である。

(3) 休息期間

①勤務終了後、次の勤務開始までの間に継続8時間以上である。

②勤務開始から24時間以内に、1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上である。『①が困難な場合は、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1を限度』

(4) 休日

休日は連続して32時間以上である。（8時間＋24時間）

(5) 運転時間

①運転時間が2日平均で1日当たり9時間以内である。

②運転時間が2週間を平均して1週間当たり44時間以内である。

(6) 連続運転時間

①連続運転時間が4時間以内である。

②4時間運転する間に、1回が10分以上で合計30分以上の運転の中断がある。

2. 36協定について

36協定の限度時間以内である。

※ 自社の時間外労働時間を把握し（乗務実績一覧表・拘束時間管理表等の作成）、協定時間の遵守をお願いします。

3. 労働条件明示について

労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか。

〈書面の交付によらなければならない事項〉

①労働契約の期間

②有期労働契約を更新する場合の基準

③就業の場所・従事する業務の内容

- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

4. 健康管理について

- (1) 1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しているか。
(雇入時の健康診断、及び深夜業を含む労働者について、6月以内ごとに1回、健康診断を実施しているか)
- (2) 健康診断で所見のあった労働者について、産業医等に対し、健康保持のための措置について意見を聴取しているか。
- (3) 過重労働対策について措置を講じているか。
 - ①1ヵ月の時間外・休日労働が100時間又は2～6ヵ月の1ヵ月の時間外・休日労働が80時間を超えている労働者がいる場合は改善が必要
 - ②1ヵ月の時間外・休日労働が45時間を超えている労働者がいる場合、健康への配慮の必要な者の範囲と措置について基準を設定し、面接指導等を実施していない場合は改善が必要

個別訪問を希望される方は、下記連絡先までお問い合わせください。

群馬労働局 労働基準部 監督課（担当 櫻井）

〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階

電話 027-896-4735

不明な点は気軽に適正化指導員（樺澤）にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書（例）

〇〇運送株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運送株式会社労働代表〇〇〇〇は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。
- 2 拘束時間は下の表の通りとする。なを、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
265 時間	320 時間	293 時間	305 時間	265 時間	265 時間	320 時間	305 時間	305 時間	275 時間	305 時間	293 時間	3516 時間

- 3 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成28年3月28日

〇〇運送株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印

〇〇運送株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印